

令和8年度事業計画

I 基本方針

ノロウイルスによる食中毒については全国的に多発し、集団感染事例も確認されており、日々の健康管理や衛生的な手洗いの実施、調理器具の消毒等を徹底し、食品を提供されるようご留意願います。

福島県北食品衛生協会の会員の皆様には、食品衛生法の改正により、HACCPに沿った衛生管理が制度化され、自主的な衛生管理がますます重要になっております。

消費者の食の安心・安全が、暮らしの中でとても重要で当然のように保証され受け入れられているのは、食品衛生協会を中心とした食品等事業者の日々の活動の成果です。賠償共済事業、衛生検査事業等、食品等事業者の衛生管理・品質管理の取組を支援する事業をより一層推進して参ります。

食品衛生指導員の皆様方には、巡回指導の際にHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の定着と振り返りをご指導いただき、食品等事業者の皆様には定期的な衛生管理記録の確認をお願いいたします。

II 事業計画

福島県北食品衛生協会（協会と言う）は、県北保健福祉事務所並びに福島市保健所（保健所と言う）と連携し、消費者の皆様食品安全を確保するため、県北地域の食品等事業者の公衆衛生の向上を図って参ります。

基本方針を実現するために、次に掲げる事業を推進いたします。

1. 消費者の皆様を対象とした事業

- (1) 消費者の皆様保健所や協会の仕事を知っていただくために、食品衛生月間に消費者懇談会や食品製造・販売施設の見学会、量販店・街頭でのキャンペーン、手洗い教室等を実施
- (2) 地産地消を推奨するため、小学校高学年を対象とした県北産「親子で作るまごころ食育お弁当」コンクールを開催
- (3) 協会のホームページによる、保健所や（公社）日本食品衛生協会（日食協と言う）・（公社）福島県食品衛生協会（県食協と言う）・協会からの食品衛生に関する情報提供

2. 食品等事業者の衛生管理・品質管理の取組を支援する事業

- (1) 営業許可期間満了の通知
- (2) 営業許可申請事務手続きの指導
- (3) 県食協が実施する食品衛生責任者養成講習会に協力
- (4) 保健所が実施する食品衛生責任者実務講習会に協力
- (5) 衛生検査事業
 - ・食品・水質・保菌（検便）検査
 - ・食品等の放射性物質検査、栄養成分・保存検査に関する検査所の紹介
- (6) ノロウイルス食中毒予防強化期間に先立ち「ノロウイルス食中毒予防講習会」を実施
- (7) 「ふくしまHACCP」を実施している事業者を食品衛生指導員がアドバイス
- (8) 福島県収入証紙売りさばき事業

3. 会員の衛生管理・品質管理の取組及び経営向上を支援する事業

- (1) 協会の基盤強化を図るため、会員名簿の更新を常を実施し、会員の実態を把握し組織を整備する
- (2) 協会加入者へ会員証を送付
- (3) 協会の対応能力向上のため、顧問弁護士を設置
- (4) 食中毒事故が多発する時期に合わせて、保健所食品衛生監視員の協力のもと食品衛生指導員が巡回指導を実施
- (5) 食品表示・メニュー表示に関する相談、放射能等に関する相談を保健所へ取り次ぐ食品衛生指導員の巡回指導時にも相談に応じ支援
- (6) 食品事故が発生した場合の対応について協会役員や顧問弁護士がアドバイス
- (7) あんしんフード君をはじめとする各種共済制度（賠償・火災・生命・労災上乘せ等）の提供
- (8) 会員事業者の従業員を対象とした手洗い講習会を開催
- (9) 協会ホームページを活用し、協会事業の案内や保健所並びに日食協及び県食協からの食品衛生に関するタイムリーな情報を提供
- (10) 協会が主催する食品等事業者向け各種講習会の優待割引を実施
- (11) 福利厚生事業
 - ・推奨衛生器具の斡旋
 - ・月刊誌「食と健康」の購読促進
- (12) 表彰事業
 - ・食品衛生優良施設、食品衛生功労者及び優良食品衛生指導員の表彰
 - ・日食協並びに県食協表彰等の内申

4. 協会を構成する各種組合及び「食の安心・安全・五つ星店」向け事業

- (1) 「食の安心・安全・五つ星事業」及び登録店舗の広報活動を協会ホームページ上で実施
- (2) 「食の安心・安全・五つ星店」の実施事業者を食品衛生指導員が巡回指導等で支援

5. 食品衛生指導員育成にかかる事業

- (1) 県食協が実施する食品衛生指導員研修会の伝達講習を実施（7月）
- (2) 食品衛生指導技能の向上にかかるブロック別研修会を実施（9月）
- (3) 食品衛生並びに経営指導に関する研修会を実施（2月）
- (4) 食品衛生指導員傷害見舞金制度への加入

6. 特産食品衛生指導事業

県北地域の特産食品の生産所を巡回指導

令和8年度収支予算

(自 令和8年4月1日～至 令和9年3月31日)

ただし予算の科目流用は会長専決とする。
次のとおり提出いたします。

令和8年5月20日

福島県北食品衛生協会
会長 丹野 善一

(単位：円)

収入の部

項目	令和8年度 予算額(A)	令和7年度 決算額(B)	比較増減(A)-(B)	摘要
会費	6,450,000	6,625,000	△ 175,000	
・正会員会費	6,010,000	6,079,000	△ 69,000	(新規)@10,000×20 @12,000×90 (継続)@10,000×50 @12,000×330 (届出)@3,000×10 @6,000×40
・特別会員会費	400,000	390,000	10,000	@10,000×27組合 @10,000×13件
・賛助会員会費	20,000	20,000	0	@10,000×2件
・未収会費	20,000	10,000	10,000	@10,000×2件
・指導員研修会参加費	0	126,000	△ 126,000	
事業収入	4,573,000	5,095,753	△ 522,753	
・諸用紙頒布手数料	30,000	38,020	△ 8,020	月刊誌等頒布手数料
・物資斡旋手数料	3,000	6,946	△ 3,946	手洗器具、消毒液、温度計等
・食品衛生責任者講習手数料	1,240,000	1,458,900	△ 218,900	講習会等事務手数料 (@4,000×60名、@3,500×20名)×4回
・共済手数料	2,100,000	2,174,600	△ 74,600	賠償共済・火災共済事務手数料
・衛生検査手数料	800,000	903,916	△ 103,916	食品の衛生検査事務手数料
・収入証紙手数料	400,000	513,371	△ 113,371	収入証紙頒布手数料
補助金	200,000	232,000	△ 32,000	
・日食協・県食協特別補助金	200,000	232,000	△ 32,000	巡回指導特別補助金
受託金	881,900	581,900	300,000	
・福島県受託金	300,000	0	300,000	令和8年度委託事業費
・福島市受託金	581,900	581,900	0	令和7年度受託金 ・事務助成金 ・営業許可申請事務指導費 ・食品衛生啓発事業助成金
雑収入	295,100	388,710	△ 93,610	
・預金利子	8,000	8,141	△ 141	銀行利息
・雑収入	287,100	380,569	△ 93,469	講習会参加料、事業助成金 五つ星事業手数料、事業協力金 講習会受講証明等
繰入金	1,000,000	0	1,000,000	
・基金繰入金	1,000,000	0	1,000,000	基金より繰入
当期収入合計	13,400,000	12,923,363	476,637	

支出の部

(単位：円)

項 目	令和8年度 予算額(A)	令和7年度 決算額(B)	比較増減(A)-(B)	摘 要
会 議 費	220,000	192,019	27,981	
・ 総会費	50,000	36,410	13,590	総会経費
・ 役員会費	20,000	9,769	10,231	会議費
・ 旅費	150,000	145,840	4,160	北海道・東北ブロック大会経費 食品衛生全国大会経費
職 員 費	9,298,300	9,145,024	153,276	
・ 給料	4,722,000	4,620,000	102,000	事務主任1名、書記1名
・ 賃金	1,179,000	1,170,752	8,248	臨時職員1名
・ 諸手当	2,055,300	2,029,800	25,500	通勤、期末勤勉、繁忙手当等
・ 社会保険料	1,120,000	1,105,796	14,204	事務主任1名、書記1名、臨時職員1名
・ 職員厚生費	30,000	26,676	3,324	健康診断料
・ 退職金共済掛金	192,000	192,000	0	中小企業退職金共済事業本部へ
事 務 費	869,000	1,106,306	△ 237,306	
・ 旅費	1,000	0	1,000	交通費
・ 印刷製本費	30,000	27,720	2,280	封筒作成代
・ 消耗品費	50,000	32,337	17,663	事務用品等
・ 通信運搬費	550,000	570,489	△ 20,489	郵便代、電話料、インターネット 料、あんしんフード君切替通知、 ホームページメンテナンス料 等
・ 備品費	40,000	241,050	△ 201,050	プリンター代（県北事務所）
・ 交際費	50,000	43,100	6,900	香典、電報等
・ 事務雑費	60,000	58,610	1,390	金庫盗難保険、送金手数料 収入印紙代
・ 事務委託費	88,000	133,000	△ 45,000	税理士事務委託料
事 業 費	2,627,000	2,913,521	△ 286,521	
・ 食品衛生指導員研修費	300,000	643,732	△ 343,732	第1回研修会 ブロック別会議 第2回研修会
・ 食品衛生指導員巡回指導費	600,000	512,505	87,495	巡回指導費（(公社)日食協補助事業） 「食の安心・安全・五つ星事業」 特産食品衛生指導費 指導員衛生検査受付 打合せ等活動費 A T P 検査試薬代
・ 食の安心・安全・五つ星事業 及びH A C C P に沿った衛生 管理義務化に関する事業	100,000	339,478	△ 239,478	「食の安心・安全・五つ星事業」 広報等 事業者対象手洗い講習会助成金
・ 消費者対象イベント	330,000	279,116	50,884	お弁当コンクール経費 消費者対象手洗い教室経費

項 目	令和8年度 予算額(A)	令和7年度 決算額(B)	比較増減(A)-(B)	摘 要
・ 顧問弁護士設置費	132,000	132,000	0	顧問料
・ 食品衛生の日開催費(懇談会)	20,000	9,700	10,300	消費者謝礼等
・ 福島県及び福島市受託事業費	180,000	157,948	22,052	福島県・福島市委託事業費 HACCP推進経費、継続通知等
・ 衛生検査事業費	250,000	233,407	16,593	通信費、会場代等
・ 表彰事業費	120,000	115,458	4,542	賞状名入代、記念品代、筒代等
・ 諸印刷費	83,000	10,425	72,575	会員証作成代
・ 食中毒予防運動費	350,000	342,860	7,140	食品衛生月間経費 食中毒予防講習会経費
・ 食品衛生責任者講習費	50,000	37,472	12,528	事務用品等
・ 組合等事業助成費	10,000	3,500	6,500	事業助成金
・ 職員研修費	30,000	23,920	6,080	(公社)日食協、(公社)県食協研修会
・ 租税公課	72,000	72,000	0	法人税市県民税
負 担 金	1,123,440	1,131,470	△ 8,030	
・ 県食協負担金	1,063,440	1,080,000	△ 16,560	(公社)県食協会費 @180×5,908件
・ 事務所費	60,000	51,470	8,530	光熱水費、清掃料
基 金	0	0	0	
・ 事業基金	0	0	0	
雑 費	440	440	0	
・ 雑費	440	440	0	残高証明書代
予 備 費	1,361,820	0	1,361,820	
・ 予備費	1,361,820	0	1,361,820	
当期支出合計	15,500,000	14,488,780	1,011,220	
当期収支差額	△ 2,100,000	△ 1,565,417	△ 534,583	
前期繰越収支差額	2,981,278	4,546,695	△ 1,565,417	
次期繰越収支差額	881,278	2,981,278	△ 2,100,000	